

奈良県教育委員会告示第二十七号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を奈良県指定史跡に指定する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 松村佳子

名称	所有者・住所	地域
猫塚古墳	五條市西河内町三三一番地の一 栗本龍哉 五條市西河内町五九六番地の一 杉井謙造 五條市西河内町三二七番地 久保田敦子	五條市西河内町三八六番、三八七番、三八八番、三八九番、三九〇番、三九一番、三九二番、三九三番、三九四番及び三九五番